

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
11月14日
(金曜日)

目次

告示
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所
(森林整備課)……………一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(漁港漁場整備課)……………二
柳井市柳井津土地区画整理事業の施行認可(都市計画課)……………二
道路の位置の指定(建築指導課)……………三
公告
契約の締結(財政課)……………三
公共測量の実施(監理課)……………三
企業管理規程……………四
山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程……………四
雑報
争議行為の通知(二件)……………四



山口県告示第五百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び揭示場所は、次のとおりである。

平成二十年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

一 通知の内容及び要旨

指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在	保安林として指定された目的	変更に係る指定施設要件	森林所有者又は登記した権利を有する者 住所 氏名又は名称
萩市大字吉部上字式反峠三九七の一	土砂の流出防止	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	萩市大字吉部 金子 光夫
九一九〇	"	"	"
九二八	"	"	"
九二九	"	"	"
九三〇	"	"	"
九三一	"	"	"
九三二	"	"	"
九三三	"	"	"
大字下小川字小畑上ノ浴一九二〇	"	"	小村 守世 の相続人
字小畑下ノ溢三九三五の一	"	"	"
三九三六	"	"	"
三九三七	"	"	"
三九三八	"	"	"
字小畑上ノ溢三九六〇	"	"	"
三九六一	"	"	"
字金屋五〇四七	"	"	萩市大字下小川 石橋 秀夫
"	"	"	"
〇四九	"	"	石橋 武夫 の相続人
"	"	"	"
〇五八	"	"	岩本 利夫 の相続人

〇五九 " 五 " "
 二 通知の内容を掲示した場所
 萩市役所

山口県告示第五百四十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、見島漁港整備工事(第四工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年十一月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 見島漁港整備工事(第四工区)

- (一) 工事場所 萩市見島地先
- (二) 工事の概要

工	種	延	長
基礎工			五〇メートル
消波工			六〇メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年十一月十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の土木一式工事の数値が千以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県萩水産事務所 萩市大字江向五三一番地の一
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十年十一月十四日から同年十二月八日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十二月二十六日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、山口県萩水産事務所(電話〇八三八―二五―三三七七)にすること。

山口県告示第五百四十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、柳井市柳井津土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理事業の名称
柳井市柳井津土地区画整理事業
- 二 施行地区
柳井市柳井津字古市町及び同市柳井字前場の各一部
- 三 事務所所在地
柳井市古開作五六三の六
- 四 施行認可の年月日
平成二十年十一月十四日
- 五 施行者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 主たる事務所の所在地
大陽通信株式会社 柳井市古開作五六三の六
- 六 事業施行期間
平成二十年十一月十四日から平成二十三年三月三十一日まで
- 七 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで(初年度にあつては、平成二十年十一月十日から平成二十一年三月三十一日まで)
- 八 公告の方法
事務所及び現地に掲示する。

山口県告示第五百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
平成二十年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 長門市東深川字上ケ田一八八八の一及び一八八八の二の一部	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
	四・〇～六・〇	一一〇・一	五三八・六二



(四三二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合政策部財政課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
予算編成システム再構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十年十月十四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 落札金額
四億千三百二十一万九千五百九十三円
- 七 入札公告日
平成二十年八月二十六日
- 八 その他

(四三三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、防衛省中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び用地測量)
- 二 作業の地域
萩市見島
- 三 作業の期間
平成二十年十一月十日から平成二十一年二月二十七日まで



山口県企業管理規程第六号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年十一月十四日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十年十二月一日から施行する。



争議行為の通知

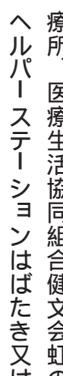
労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山

山口県民主医療機関連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事件
年末一時金の要求に関する件
- 二 日時
平成二十年十一月十二日以降本問題の解決に至るまでの期間
- 三 場所
医療生活協同組合健文会宇部協立病院、医療生活協同組合健文会生協上宇部クリ



山口県企業管理規程第六号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年十一月十四日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

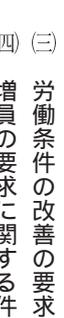
山口県企業局職員給与規程

山口県企業局職員給与規程(昭和二十一年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

附 則

この管理規程は、平成二十年十一月十六日以降本問題の解決に至るまでの期間



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山

四
する全職場
概要

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事
あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十年十一月十四日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）